

一般質問、委員会の審査から

3館合築と庁舎問題の根は同じ 重要施策は不確定要素を排除せよ

森 てるお（無所属）

質問 3館合築と庁舎統合は決定が先送りされた。評価するが、進め方や施策には問題がある。方針転換の検討中に開いた2回の委員会が無駄な議論をさせた。

市長 耐震補強せず、市民会館の建て替えでの解決を図った。条例に基づき市民参加を実施してきた。議会には可能な限り情報提供した。情報の共有が重要だ。

質問 何が問題での方針転換か。3館合築には市民合意、庁舎には3館合築という不確定要素があった。暫定案は市中心エリアに適地がないのが不確定要素。中心エリアに来るから暫定案も仕方ないと考える市民に

20年越しのうそをつくのか。**部長** 合築の懇談会は市民参加の一つ。提言を踏まえて庁内で検討した後市民参加手続きをとる。庁舎は方針を決めて基本構想をつくる。暫定案は非常に正しい。

質問 あなたに聞いてない。不確定要素を施策に入れたから方針変更に至った。**部長** 議会との関係では資料を提出して議論してきた。

質問 また補助職員。官僚主導か。市長は意見がないのか。先送りした理由は。**市長** 重い決議をもらった。熟慮の結果、行政の責任で決断することにした。庁舎暫定案では3館合築によらず、周辺部などを検討する。

市の将来を見据え田無庁舎敷地に 5施設合築複合化庁舎を！

納田 さおり（無所属）

5施設合築複合化案と保谷庁舎総合ケアタウン構想

質問 3館合築複合化と庁舎統合は、田無駅南部地域のまちづくりと連携して行うべきだ。にぎわい創出の核となる大ホール設置を前提に、庁舎・市民会館・中央図書館・田無公民館・イングリッシュの5施設の複合施設を田無庁舎敷地内に建設することを提案する。市民会館とイングリッシュ跡地は統合建物の建設財源とし、解体される保谷庁舎に市民ニーズが高まる全世代対応型地域包括支援センターを設置し、24時間対応型総合ケアタウンの設立を提案する。

答弁 田無庁舎を活用した

暫定的な対応策を当面の方策とする、平成45年度を目途に統合を目指す、市中心エリアでの統合を検討するを3つの基本方針とする。

意見 超高齢社会の平成42年ごろに市中心部に土地を購入する財政的余裕はなく、仮設庁舎を建設する暫定案に財政的優位性はない。

その他質問等
◇スマートウェルネスシティ首長研究会への加盟について
◇多病社会支援について
◇西東京市版ネウボラについて
◇若者の支援について
◇子どもの貧困対策について

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任委員会等で審査を行います。ここでは、第1回定例会における各委員会での主な審査内容についてお知らせします。

企画総務委員会

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」

【説明】 本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が施行され、任期を限った一般職の職員の採用が可能となった。制度の目的は、多様化、高度化する行政ニーズに

高度化するため、質の高い人材の育成を確保し、多様な人材を採用する手法を取り入れることにより、必要性に沿った登用を推進するもの。

【主な質疑】

問 具体的な職種のイメージは。
答 特定任期付の職員は、弁護士資格をお持ちの方、一般任期付の適用として、建築主事の資格をお持ちの方を予定している。

問 顧問弁護士とのすみ分けは。
答 顧問弁護士は行政関係法の知識や、これまで培った経験の豊富さは大きな利点であり、任期付職員として弁護士を採用した後も、セカンドオピニオンの役割や、重要な訴訟案件については期待をすることが大きい。

問 専門性を持った建築主事の必要性は。
答 建築指導の事務が東京都から移管される。特定行政庁となるためには建築主

事の資格をお持ちの方が複数必要となる。建築確認に係る総合的な判断を行うために相当の経験を要するものであり、庁内の技術職の職員がすぐに取得できる資格ではないために、職員の育成を含めて、建築技術の建築主事としての任期付職員が必要であると考ええる。

【結果】 賛成全員で可決



保谷庁舎2階に開設した建築指導準備課

文教厚生委員会

「難病者福祉手当条例の一部を改正する条例」

【説明】 西東京市保健福祉審議会の答申を踏まえ、難病者福祉手当の支給要件等を改正するもので、改正の主な内容としては、所得制限額超過者、施設入所者及び心身障害者福祉手当受給者には、手当を支給しないこととするもの。

【主な質疑】
問 今回の所得制限基準額の根拠はあるのか。
答 他の障害者関係の医療の助成、また、心身障害者

福祉手当同等の基準額と考えている。
問 新たに障害者福祉サービスを受給するようになった難病患者の方というのはどれぐらいいるのか。
答 難病の方で障害福祉サービスを受給している実人数としては、現在127名の方が、介護給付または、補装具、日常生活用具等々の給付を受けている。しかし、この方たちも全て身体障害者手帳や、知的障害者手帳等々を持っているので、現状、難病だけという方はいない。

問 難病者福祉手当の支給の理由は何か。
答 医療以外のサービスが難病の方には行き届いていない中で、各市の単独事業としてそれぞれが難病者手当、特殊疾病手当等を創設した。

問 併給しない理由は何か。
答 新法の施行により難病の対象範囲が拡大する見込みだが、制度を廃止するという選択肢ではなく、難病の方を総合的に支援し、制度を維持するため。
【結果】 可否同数により、委員長が本案に対する可否を裁決し、可決

建設環境委員会

「中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例」

【説明】 中小企業事業者に対する特別措置（中小企業特別対策運転資金融資あっせん制度）を延長するほか、現行の創業融資制度を拡充するために改正をするもの。

【主な質疑】
問 特定事業資金の融資あっせんを受けるための証明書を受け取る要件は。
答 創業に関する知識を全て身につけていただくため、経営・財務・人材育成・販路開拓、これらの内容をシリーズ形式のセミナーを受けられた方に対して、申請に基づいて証明書を発行するとになっている。

問 既存の制度と、中小企業特別対策運転資金融資あっせん制度の違いは。
答 利子補給の優遇、住所

要件の緩和、措置期間の延長を盛り込んだ。また、セミナー等の受講が前提となる。
【結果】 賛成全員で可決

【説明】 現在の農業委員会の委員は、選挙による委員及び選任による委員で構成されているが、国の農業委員会等に関する法律の改正により、選挙による委員は公選制が廃止され、市長が任命することになった。新法では、委員の定数は条例で定めるとあり、委員の総数を条例で定める必要がある。

【主な質疑】
問 法改正の理由は。
答 農業委員会における業務、経営基盤の拡大や農地の集団化、新規参入等の促進等による農地利用の効率化、高度化ということであり、一言で言えば「最適化」についての業務を農業委員会としても担うことが目的である。

問 農業委員の構成はどう変わるのか。
答 現在は選挙により、農業者が市内14地区から14名、農業協同組合の関係から2名、議会から3名である。今後は、14地区から農業者の選出、農業協同組合の関係からの推薦が2名、その他公募を含め3名程度と想定している。

【結果】 賛成多数で可決

